令和８年度

農地等利用最適化推進施策に関する意見書

（回答）

令和８年１０月３０日

佐　賀　市

１　稼ぐ農業の確立について

稼ぐ農業を確立するためには、安定した、持続可能な経営が不可欠ですが、現在の農業経営は、「異常気象による収穫量、品質への悪影響」「農業資材、飼料等の高騰」により不安定さが顕著に表れ、厳しい状況が続いています。

このような状況を踏まえ、農業経営の持続性を確保し、地域農業の維持・発展を図るためには、現場の課題を的確に把握し、その解決に向けた支援を一層推進することが重要です。市内の農業者からは、「農業従事者の高齢化に伴い、労働力低下を補うためスマート農業機械の導入に支援拡大をお願いしたい。」「移動時間の短縮を図りたい。農地の交換の話合いが必要だが現状は難しい。」等の意見が寄せられています。

以上のことから、次の施策の検討等をお願いいたします。

（１）農業従事者の高齢化等による労働力不足に対応するため、スマート農業機械の導入支援の充実及び最新技術に関する情報提供・普及の推進

本市では、農業者の労働力不足への対応や農作業の省力化・効率化を図るため、スマート農業機器の導入に対する補助を実施してきました。

また、スマート農業技術の普及を推進するため、実際の機器や技術、その活用方法を紹介する現地研修会や、新たな技術や活用事例等を紹介する講演会を開催するなど、機器の導入支援と情報提供の両面から取り組んできました。

スマート農業推進事業については、これまで本市独自の事業として先導的に支援を行ってきたところです。今後の支援の在り方については、これまでの導入実績や事業効果、スマート農業技術の普及状況等を踏まえるとともに、農業者のニーズや国・県の支援制度の動向等を注視しながら、検討してまいります。

また、現地研修会や講演会等についても、これまでの実施効果や関係機関・民間事業者等の取組状況を踏まえ、行政が主体となって実施する必要性も含め、今後の在り方を検討してまいります。

（２）農作業の効率化を図るため、農地の集約化・大区画化に向けた地域の合意形成支援の充実

農地の集約化を進めるためには、農地所有者や耕作者など多くの関係者との調整が必要であり、農業者個人の取組だけでは、農地の貸借や交換等に向けた話合いを進めることが難しい場合があります。

このため、本市では、令和９年度から佐賀市南部地域において、農地情報や農地所有者・耕作者の意向等を把握・整理する「農地コネクト（農地をマッチングするソフト)」を活用し、農地の集約化に向けた実証的な取組を実施する予定です。

具体的には、農地所有者や耕作者の意向を把握した上で、地域での話合いや農地の貸借・交換等の調整につなげることで、担い手への農地の集約化を図ることとしています。

今後は、南部地域での取組を通じて、農地の集約化を進める上での課題や効果的な支援手法を検証するとともに、農業委員会、県、農地中間管理機構等の関係機関と連携し、地域の実情に応じた合意形成を支援してまいります。

また、大区画化などの基盤整備に関する地域の意向やニーズが把握された場合には、農地の集約化の状況等も踏まえ、基盤整備を所管する関係部署や関係機関と情報共有を図ってまいります。

２　担い手の確保・育成について

全国的な人口減少と農業従事者の高齢化、後継者不足に伴い、担い手の確保・育成は早急な対応が求められる課題です。

佐賀市では課題に取り組むため、「意欲ある新規就農者の確保・育成、多様な担い手の確保・育成」のほか「集落営農組織・法人組織の育成」、「認定農業者の育成」などの様々な施策が講じられています。

さらなる課題解決に向け、市内の農家より、「法人化へ向けた勉強会の開催、情報発信をしてほしい。」「Ｕターン者や、後継者の受け入れに対する助成が拡大すると良い。」との意見が寄せられています。

以上のことから、次の施策の拡充等をお願いします。

（１）集落営農組織の法人化に関する研修機会の確保及び情報提供の充実

地域農業の持続性の確保と経営基盤の強化を図るため、本市では、県やＪＡ等の関係機関と連携し、各集落営農組織の協議の場に参画しています。また、県が開催する法人化に向けた勉強会等の情報を収集し、各組織の協議の場などを通じて、法人設立に必要な手続きや先進事例等の情報提供を行ってまいります。

集落営農組織の法人化は、経営基盤の強化や組織の維持・継続に向けた選択肢の一つですが、法人化後も高齢化や担い手不足などにより、組織の維持が困難となる場合があります。

このため、本市では、法人化の必要性や効果、課題等について十分な検討が行われ、地域内での合意形成が図られるよう、話合いや課題解決に向けた調査・研究に要する経費を支援しています。

今後も、法人化に限らず、集落営農組織の維持・継続や大規模農家などの担い手の育成も視野に入れながら、地域の実情に応じた支援を行い、地域農業の持続的な発展につなげてまいります。

（２）新規就農者、Ｕターン就農者及び後継者の受入れに係る支援施策の拡充

本市では、地域農業の担い手の確保・育成に向け、実践的な栽培技術や農業経営に関する知識を習得できる「トレーニングファーム事業」を実施しています。また、新規就農者に対しては、就農初期の経営安定を図るため、年間最大１６５万円（最長３年間）の給付金を交付するほか、農業用機械・設備の導入を支援しています。

一方、Ｕターン就農者や親元就農者などについては、就農に至る経緯や経営の継承状況、必要となる初期投資等がそれぞれ異なることから、国の支援制度を基本としつつも、既存の制度では十分に対応できない場合があります。

このため、Ｕターン就農者や農業後継者の確保・育成に向け、現在実施しているワンストップ就農相談を通じて、就農や経営継承に関する相談対応や情報提供を行っています。

今後も、国の支援制度の対象とならない方や十分な支援を受けられない方について、個々の状況や課題を丁寧に把握するとともに、関係機関と連携しながら、それぞれの状況に応じた適切な支援につなげてまいります。

３　農地の保全と利用促進について

優良農地の維持・確保を図るため、佐賀市ではこれまで農業生産基盤の整備を進めてきました。しかしながら、整備から相当の年数が経過し、農業用施設等の老朽化が進行している箇所が多く見受けられます。今後も農産物の生産性の向上や作業効率の確保を図るためには、農業用施設の適切な改修及び保全を計画的に進めていくことが必要です。従来の圃場整備の見直しや、新たな枠組み作りをお願いしたい等の意見が寄せられています。

また、有害鳥獣による農業被害が依然として多く、平坦地ではカモやカラス、中山間地域ではイノシシによる食害が多くあります。加えて、ジャンボタニシによる被害、外来水草の繁茂も、作業面や金銭面での負担に繋がっています。

以上のことから、次の施策の見直し等をお願いします。

（１）農地保全対策の推進

本市では、ほ場整備事業が概ね完了しており、現在は経年劣化した施設の再整備に取り組んでいます。久保田地区においては、揚水機場の改修、パイプラインの更新工事、暗渠排水の整備など、農業基盤の維持・強化を進めています。

一方、新たな整備計画については、東与賀地区において事業採択を目指し、現在、計画の策定に向けて国・県と協議を進めているところです。

（２）イノシシなどの有害鳥獣による農業被害防止対策の推進及び必要な予算の確保

有害鳥獣による農業被害については、平坦地域におけるカモ・カラス等の鳥類や、中山間地域を中心としたイノシシなどによる被害が発生していることから、引き続き、捕獲や防護柵の整備など、地域の実情に応じた被害防止対策を推進してまいります。

また、本市では、捕獲従事者の高齢化や担い手不足が進む中、より効率的な捕獲を推進するため、令和７年度からＩＣＴを活用したスマート捕獲に取り組んでいます。今後は、こうした新たな技術の活用を進めるとともに、捕獲情報や農作物被害

情報等のデータを活用し、より効果的・効率的な被害防止対策につなげてまいります。

一方、ジャンボタニシによる農業被害については、被害の軽減に向け、防除方法や被害防止対策に関する情報をチラシ等により周知し、農業者への注意喚起に努めてまいります。

今後も、農業者や地域の声を伺いながら、国・県の補助制度等を積極的に活用するとともに、有害鳥獣等による農業被害の軽減に必要な予算の確保に努めてまいります。

（３）外来水草の繁茂防止対策の推進及び必要な予算の確保

特定外来生物については、本市で平成２２年ごろにナガエツルノゲイトウ、平成２５年ごろからブラジルチドメグサの生育が確認されています。

これらの外来生物に対し、昨年度から除去費用を増額し、①計画的な駆除、②効果的な駆除、③市民、関係機関との連携を３つの柱として、対策に取り組んでいるところです。

県においても、嘉瀬地区、本庄地区の県営クリーク防災機能保全対策事業では、農業用クリークの浚渫及び水路法面への張コンクリートや防草シートの設置を行い、ナガエツルノゲイトウの除去及び繁茂抑制を図っています。

また、昨年より、国の研究機関において取り組まれている薬剤を用いた科学的防除技術の開発や、空撮画像データから特定外来生物の繁茂状況の識別を行うシステムの開発などについて、佐賀市での実証実験が行われています。

さらに地元においては、多面的機能支払交付金事業を活用した除去を令和３年度から実施されています。

今後も、対策費の予算確保に努め、国、県、地元との協力連携を図りながら、繁茂抑制に努めていきます。

４　地域内循環の促進について

安全・安心な食を求める消費者の要望に応えるべく、市内の農家は農産物の生産に努めています。また、市内の小売店での地元農産物の販売や、学校給食での市産農産物の利用拡大など、地産地消の動きが進んでいます。

消費者からさらなる市産農産物への理解と信頼を得るため、また市内の農家からは「農業体験など、消費者の理解に繋がるようなイベントを増やしてほしい。」「米価格高騰による米離れ、食料不足への不安等を払拭するために市民に向け何かアピールしてほしい。」との意見が寄せられています。

以上のことから、以下の施策の拡充をお願いします。

（１）地元農産物への信頼と安心感の醸成に向けた情報発信

市産農産物に対する消費者の理解と信頼を深めるためには、農産物そのものの魅力だけでなく、生産者の思いや農業の現状についても知っていただくことが重要であると考えています。

本市では、これまで農業体験や生産者と消費者との交流などを通じて、農業への理解を深める取組を進めてきました。

今後は、こうした取組の進め方を見直しながら、より多くの方が農業や地元農産物に関心を持つきっかけづくりに取り組んでまいります。

また、ホームページやＳＮＳ等による情報発信についても、単なる情報提供にとどまらず、生産者の思いや生産現場の様子が消費者に伝わるよう工夫することで、市産農産物への理解と信頼を深めてまいります。

５“農”のあるまちづくりの推進について

将来にわたって安心して住みやすい農村づくりをするためには、圃場整備や、傷んだ道路などの整備が不可欠です。農道に関して市内の農家からは「農道のいたみが激しいところが増えてきているため、整備をお願いしたい。」「農道が一般市民の生活道路化しており、作業中に離合しにくい等で困っている。農機が優先である事を示してもらいたい。」という声が上がっています。

また、「トラクターの走行音がうるさい」「道路が土で汚れている」など、農業活動に対する苦情が寄せられる事例が見受けられ、地域における農業への理解が十分に得られていない状況がうかがえます。一方で、食や農業への関心の高まりを背景に、市民農園の利用や農業体験への参加が増加しており、地域住民と市民との交流を通じて、より活力ある農村づくりに繋がっています。

このことについて、次の施策の検討をお願いします。

（１）農道本来の機能を確保するための農道整備の推進

軽微な農道補修につきましては、都度行っておりますが、老朽化が著しく大規模な改修が必要な場合は、国庫補助事業である農地耕作条件改善事業を活用して行っております。

令和８年度は久保泉地区で、令和９年度と令和１０年度は本庄地区でそれぞれ農地耕作条件改善事業を活用して農道の補修工事を実施することとしております。

今後も地元からの連絡や職員によるパトロールで農道の損傷を確認した場合は速やかに現場の状況に合せた対応を行うなどして、適切に管理していきます。

（２）地域農業への理解を深めるため、市民が農業に触れる機会の確保に向けた市民農園の利用促進

市民農園は、市民が農作業を体験し、食や農業への理解を深めるとともに、農業者や地域住民との交流を促進する重要な場であると認識しています。

今後は、より多くの市民に農業への関心を持っていただけるよう、市民農園の利

用や農業体験への参加を促し、農作業の楽しさや農作物を育てる喜びを感じていただく機会を大切にしてまいります。

　こうした取組を通じて、市民が農業をより身近に感じ、地域農業への理解を深めることで、農村地域の活性化につなげてまいります。